

医療機関の勤務環境の改善に関する取組【愛知県】(※平成30年8月1日現在)

項目	問い合わせ先	助成金・相談事業等名	概要
勤務環境の改善・向上	愛知県健康福祉部保健医療局 医務課地域医療支援室 【TEL:052-954-6659】 愛知県医療勤務環境改善支援センター 【TEL:052-212-5766】	愛知県医療勤務環境改善支援センター事業 (愛知労働局担当事業:医療労務管理支援事業)	医療経営の専門家・労務管理の専門家が、医療機関に対し、勤務環境の改善に向けた相談・助言等を無料で実施します。 また、勤務環境改善に関する研修会の実施など、情報提供、啓発を行います。
	厚生労働省愛知労働局 職業安定部職業対策課あいち雇用助成室 ℡052-219-5518	人材確保等支援助成金(雇用管理制度助成コース)	雇用管理制度(評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度)の導入を通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成します。
	愛知県健康福祉部保健医療局 医務課地域医療支援室 【TEL:052-954-6659】	人材確保等支援助成金(中小企業団体助成コース)	事業主団体が、その構成員である中小企業に対して人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行う場合に助成します。
	愛知県健康福祉部保健医療局 医務課看護対策グループ 【TEL:052-954-6276】	女性医師等復職研修事業	一度現場から離れた女性医師等の復職を促進するため、大学病院または復帰予定病院が行う復職研修に対して助成します。
多様な働き方が可能な環境の整備	厚生労働省愛知労働局 雇用環境・均等部企画課 ℡052-587-0313	看護師勤務環境改善施設整備費補助金	看護職員の離職防止を図るため、ナースステーション、処置室、カンファレンスルームの整備費を助成します。
		両立支援等助成金 (事業所内保育施設コース)	自社の労働者等の子のための保育施設を設置・運営する事業主に費用の一部を助成します。 ※平成28年3月31日までに計画認定申請を行った事業主までが対象となります。 ※平成28年4月1日からは、内閣府の「企業主導型保育事業」により助成されることとなりました。 (問い合わせ先:公益社団法人児童育成協会 両立支援事業部・℡03-5766-3801)
		両立支援等助成金(出生児両立支援コース)	男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りに取り組み、その取組によって男性労働者に育児休業や育児目的休暇を取得させた事業主に対して助成します。
		両立支援等助成金 (育児休業等支援コース(育児取得時・職場復帰時))	「育児復帰支援プラン」を策定及び導入し、プランに沿って対象労働者が育児休業を取得した場合及び職場に復帰した場合に、その労働者を雇用する中小企業事業主に対して助成します。
		両立支援等助成金 (育児休業等支援コース(代替要員確保時))	育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業を3か月以上利用した労働者を原職等に復帰させた中小企業事業主に対して助成します。
		両立支援等助成金 (育児休業等支援コース(職場復帰後支援))	育児休業からの復帰後、仕事と育児の両立が特に困難な時期にある労働者のため、新たな制度導入などの支援に取り組んだ中小企業事業主に対して助成します。
		両立支援等助成金(女性活躍加速化コース)	女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、数値目標の達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ「行動計画」を策定して、目標を達成した事業主に対して助成します。
		両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)	仕事と介護を両立するための職場環境整備の取組を行い「介護支援プラン」を作成したうえで、介護休業の取得・職場復帰、または介護のための勤務制限制度(介護制度)の利用を円滑にするための取組を行った事業主に対して助成します。
		両立支援等助成金(再雇用者評価処遇コース)	妊娠、出産、育児または介護を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職でき、適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、かつ、希望する者を採用した事業主に対して助成します。
		時間外労働等改善助成金 (職場意識改善コース)	雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下であって月間平均所定外労働時間数が10時間以上であり、労働時間等の設定改善に積極的に取り組む意欲がある中小企業事業主が、労務管理用ソフトウェア等を導入・更新、外部専門家によるコンサルティング等を始めた労働時間等の設定改善の取組を実施した場合、成果の達成状況(年次有給休暇の平均取得日数の4日以上増加、月間平均所定外労働時間数の5時間以上削減等)に応じて、取組の実施に要した経費の一部を助成します。 法定労働時間が週44時間とされる特別措置対象事業場であって、労働時間が週40時間を超え週44時間以下の事業場を有する中小企業事業主が、労務管理用ソフトウェア等を導入・更新、外部専門家によるコンサルティング等を始めた労働時間等の設定改善の取組を実施し、週所定労働時間を2時間以上短縮して40時間以下とした場合、取組の実施に要した経費の一部を助成します。
		時間外労働等改善助成金 (時間外労働上限設定コース)	限度基準を超える時間数での36協定を締結している中小企業事業主が、労務管理用ソフトウェア等を導入・更新、外部専門家によるコンサルティング等を始めた労働時間等の設定改善の取組を実施し、限度基準を超える時間数を短縮した場合、取組の実施に要した経費の一部を助成します。
		時間外労働等改善助成金 (勤務間インターバル導入コース)	新規(適用範囲の拡大または時間延長を含む。)に9時間以上の勤務間インターバル(※)を導入する中小企業事業主が、労務管理用ソフトウェア等を導入・更新、外部専門家によるコンサルティング等、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を助成します。 (※)勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息時間」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保するものであり、健康の確保や過重労働の防止に資するもの。
テレワーク相談センター ℡0120-91-6479	時間外労働等改善助成金 (テレワークコース)	在宅またはサテライトオフィスで就業するテレワークに取り組む中小企業事業主が、テレワーク用通信機器の導入や運用、保守サポート導入、クラウドサービス導入、テレワーク勤務に関する就業規則等の整備、制度導入に当たっての研修、外部専門家による制度導入コンサルティングの取組のいずれか1つ以上を実施した場合、取組に要した経費の一部を助成します。	
厚生労働省愛知労働局 労働基準部健康課 ℡052-972-0256	受動喫煙防止対策助成金	職場での受動喫煙を防止するために、一定の基準(喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速0.2m/s以上等)を満たす喫煙室を設置(改修を含む)する等の措置を講ずる中小企業事業主に対し、その経費の2分の1、但し、飲食店を営んでいる事業場は3分の2(上限100万円)を助成します。	
厚生労働省愛知労働局 雇用環境・均等部指導課 (29.12.8まで)℡052-219-5509 (29.12.11から)℡052-857-0312	働き方・休み方改善コンサルタントの利用	専門的知識豊富な経験を有する「働き方・休み方改善コンサルタント」が、無料で、労働時間・休日・休暇など「働き方・休み方」の見直しや労働時間設定改善等について、助言や事例紹介・コンサルティングを行います。	

項目	問い合わせ先	助成金・相談事業等名	概要
多様な働き方が可能な環境の整備	(株)ハソナ 育児・介護プロジェクト事務局 ℓ03-5542-1740	【平成30年度厚生労働省委託事業】 介護プランナーの無料支援	仕事と介護の両立支援のノウハウを備えた「介護プランナー」が、無料で、従業員の方が離職することなく仕事介護を両立できるよう「介護支援プラン」の策定等の支援を行います。
		【平成30年度厚生労働省委託事業】 育児プランナーの無料支援	育児復帰のノウハウを備えた「育児プランナー」が、無料で、従業員の方が円滑に育児取得・復帰できるよう「育児復帰支援プラン」の策定等の支援を行います。
	女性活躍推進センター東京事務局 一般財団法人女性労働協会 ℓ03-3456-4412	【平成30年度厚生労働省委託事業】 女性活躍推進アドバイザーによる個別支援 (従業員数300人以下の企業に限る。)	「女性活躍推進アドバイザー(女性活躍推進分野における企業支援の専門家)」が、従業員数300人以下の企業に対して、無料で、女性活躍の状況(採用・就業継続・管理職割合など)把握や、課題分析、達成すべき目標の設定などについて、訪問や電話等により、個別にきめ細やかにアドバイスを実施します。
	PwCコンサルティング合同会社 職務分析・職務評価事務局 ℓ03-6869-2015	【平成30年度厚生労働省委託事業】 職務分析・職務評価コンサルティング事業	「職務評価コンサルタント」が、無料で、職務分析・職務評価の手法を用いて、パートタイム労働者と正社員の均等・均衡待遇の状況把握やパートタイム労働者の人事制度の見直しを検討する企業を訪問し支援します。
	愛知県健康福祉部保健医療局 医務課地域医療支援室 【TEL:052-954-6659】	短時間勤務制度等利用促進事業	育児中の女性医師が短時間勤務制度や宿日直免除等を利用することに伴う代替医師の人員費に対して助成します。
(公社)愛知県看護協会 【TEL:052-871-0711】	看護職のワークライフバランス(WLBB)推進ワークショップ事業	看護職のワークライフバランスの推進に取り組む医療機関に対する相談支援を行います。	
就業の促進	愛知新卒応援ハローワーク ℓ052-264-0701	若年者の就職支援	新規学卒者や卒業後3年以内の未就職者の就職を専門的に支援します。
	愛知わかものハローワーク ℓ052-264-0601		正規雇用を目指す若年者(おおむね45歳未満)の就職を専門的に支援します。
	ハローワーク名古屋中 人材確保対策コーナー ℓ052-582-2425	福祉、建設、警備、運輸分野の求人・求職相談	職業相談を通じて、福祉、建設、警備、運輸分野での人材確保に向けて、サービス提供体制の整備及びマッチング機能の強化を図ります。
	ハローワーク名古屋東 人材確保対策コーナー ℓ052-686-4484		【求人側(事業所)向け】 予約制(事前に電話連絡が必要)により、求職者が希望する条件の傾向を基にした求人条件の設定・わかりやすい求人票の書き方等のポイントをアドバイスします。
	ハローワーク名古屋南 人材確保対策コーナー ℓ052-681-1211		【求職者向け】 予約・担当制で求人情報の見方や事業所が求める人材がどのようなものかを考え、応募する時のポイントをアドバイスします。 (未経験の方、ブランクのある方にも対応)
		介護・看護・福祉関連職の就職面接会・相談会	介護・看護・福祉関連職の人材を求める施設の担当者として求職者の方との面接会を開催し、人材確保を支援します。【毎月複数回開催】
	あいちマザーズハローワーク ℓ052-581-0821	無料相談	子育てしながら就職を希望する方に対する就職支援を実施します。
	ハローワーク名古屋東 マザーズコーナー ℓ052-774-1115	就職支援セミナー	子育てしながら就職を希望する方に対し、「就職活動の心構えからノウハウ」までを指導します。 【あいちマザーズハローワークでは、毎月開催。各マザーズコーナー等では、マザーズハローワークから就職支援ナビゲーターが出張して実施。開催時期等は、マザーズハローワークなどに問い合わせください。】
	ハローワーク豊橋 マザーズコーナー ℓ0532-52-7191		
	ハローワーク刈谷 マザーズコーナー ℓ0566-21-5001		
	ハローワーク宮 マザーズコーナー ℓ0586-45-2048		
	ハローワーク春日井 マザーズコーナー ℓ0568-81-5135		
	愛知県健康福祉部保健医療局 医務課地域医療支援室 【TEL:052-954-6659】	医師無料職業紹介事業	医師無料職業紹介窓口を開設し、勤務先を求める医師に病院等の紹介を行います。
(公社)愛知県看護協会 愛知県ナースセンター 【TEL:052-871-0600】	ナースセンター事業	「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき、ナースセンターを設置し、看護師等就業促進事業や看護に関する啓発活動などを実施します。 ○事業内容 ・看護師等就業促進事業 ・「看護の心」普及事業 ・潜在看護職員復職支援交流会事業 ・訪問看護支援事業 ・出張巡回相談事業 ・看護職員就業環境改善相談事業	
愛知県健康福祉部保健医療局 医務課看護対策グループ 【TEL:052-954-6276】	病院内保育所運営費補助金	病院職員の離職防止及び再就業の促進を図るために、病院内保育所の運営費を助成します。	
	病院内保育所整備費補助金	子育てしている看護職員を始めとした病院職員が安心して働き続けることができ、また、再就業しやすい環境を整えるため、保育施設を整備する事業に対して助成します。	

項目	問い合わせ先	助成金・相談事業等名	概要
キャリアアップ・人材育成	厚生労働省愛知労働局 職業安定部職業対策課あいち雇用助成室 ℓ052-688-5758	キャリアアップ助成金 (正社員化コース)	正規雇用等に転換または直接雇用する制度を規定し、有期契約労働者等を正規雇用等に転換した事業主に対して助成します。
		キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)	すべてまたは雇用形態別や職種別など一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、算給させた事業主に対して助成します。
		キャリアアップ助成金 (健康診断制度コース)	有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上実施した事業主に対して助成します。
		キャリアアップ助成金 (賃金規定等共通化コース)	労働協約または就業規則の定めるところにより、その雇用する有期契約労働者等に関して、正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し、適用した事業主に対して助成します。
		キャリアアップ助成金 (諸手当制度共通化コース)	労働協約または就業規則の定めるところにより、その雇用する有期契約労働者等に関して、正規雇用労働者と共通の諸手当に関する制度を新たに設け適用した事業主に対して助成します。
		キャリアアップ助成金 (選択的適用拡大導入時処遇改善コース)	労使合意に基づき社会保険の適用拡大の措置を実施する事業主が、雇用する有期契約労働者等について、当該措置により新たに被保険者とし、当該有期契約労働者等の基本給を増額した事業主に対して助成します。
		キャリアアップ助成金 (短時間労働者労働時間延長コース)	雇用する有期契約労働者等について、所定労働時間を5時間以上延長または労働者の手取り収入が減少しないように所定労働時間を1時間以上5時間未満延長し、新たに社会保険に適用させることに加えて、賃金規定等改定コースまたは選択的適用拡大導入時処遇改善コースを実施した事業主に対して助成します。
		人材開発支援助成金 (特定訓練コース)	OJTとOff-JTを組み合わせた訓練や若年者に対する訓練、労働生産性の向上に資するなど訓練効果が高い10時間以上の訓練を実施した事業主及び事業主団体等に対して助成します。
		人材開発支援助成金 (一般訓練コース)	特定訓練コース以外の20時間以上の訓練を実施した中小企業および事業主団体等に対して助成します。
		人材開発支援助成金 (教育訓練休暇付与コース)	有給の教育訓練休暇制度を導入した中小企業に対し、労働者がその休暇を取得して自発的に訓練を受けた場合に助成します。
		人材開発支援助成金 (特別育成訓練コース)	有期契約労働者等に一般職業訓練(Off-JT)(育児休業中訓練、中長期的キャリア形成訓練を含む。)、有期実習型訓練(Off-JT+OJT)及び中小企業等担い手育成訓練のいずれかを行った事業主に対して助成します。
その他	厚生労働省愛知労働局 雇用環境・均等部指導課 ℓ052-857-0312	次世代育成支援対策推進法に基づく厚生労働大臣の認定(くるみんマーク・プラチナくるみんマークの付与)	次世代法に基づく認定または特例認定を受け、認定マーク「くるみん」または特例認定マーク「プラチナくるみん」を付与された企業は、子育てサポート企業であることをPRすることができます。また、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの期間内に初めて認定または特例認定を受けた事業主は、一定の資産(一般事業主行動計画に目標として掲げた上で導入された建物及び建物付属施設並びに車両・運搬具及び器具・備品で次世代育成支援に資するもの)について割増償却ができる是正優遇措置が受けられます。(割増償却の対象資産や率については、平成27年度に見直しがされています。詳しくは、税務署にお問い合わせください。)
		女性活躍推進法に基づく厚生労働大臣の認定(えるぼしマークの付与)	女活法に基づく認定を受け、認定マーク「えるぼし」を付与された企業は、女性活躍の推進企業であることをPRすることができます。また、企業イメージアップ、人材確保につながります。
	独立行政法人労働者健康安全機構 愛知産業保健総合支援センター ℓ052-950-5375	メンタルヘルス対策等産業保健事業に関する相談等	事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談対応や研修等を行っております。(メンタルヘルス対策の普及促進のための個別支援等)。また、愛知県内14か所の地域産業保健センターにて、労働者数50人未満の事業場を対象に、メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談等を行っております。